

IV ま と め

今回の調査成果には、まず、東一坊大路の検出があげられる。藤原宮域北方の2条8坊分には、苑池や典薬寮関連施設の存在が想定され、条坊の施工も疑問視されることがあったが、その地で条坊道路を確認したことは大きな成果である。いま一つには、宮北方の坪内で小規模ながらも計画的に配置された建物遺構を検出したことがあげられ、宮北方の坪内の利用形態を知るうえで貴重な資料を得ることができた。また、典薬寮に関連するとみられる遺構は確認されず、関連を示す物証も得られなかった。小字「テンヤク」には、今回の調査地である「天葉」の北に「天役」と表記される坪がある。今回の調査地を含めて、中世に朝廷が課した公事のことである「天役」の賦課された土地として小字に名が残ったことも考慮しなければならないであろう。しかし、現状では、宮域北方に苑池や典薬寮関連施設が存在するとした仮説を否定する材料も無いのであって、仮説はこの地域の性格を解明するうえで、なお考慮すべき課題として残されている。以下、今回の成果をまとめて、検討すべき問題点に触れておくことにする。

条坊遺構 今回検出した東一坊大路SF5100は、規模や埋土の特徴が類似する2条の南北溝SD5110、SD5111を両側溝とする道路と考えられ、両側溝心々間の距離が8.6m、検出面での路面幅は6.4mであり、三条大路の規模に類似する。

調査区中央では、この2条の溝にSD5115・5155を加えた4条が並走しており、二条二坊西北坪内のSD5115については、東西溝SD5112を介した重複関係からはより新しい時期の溝であるが、SD5112の廃絶が早ければ、側溝と併存する時期が存在しうる。その場合、敷地の外側を仕切る溝にあたる考えられ、二条一坊東北坪内のSD5155と同じ機能をもつことになる。

東一坊大路については、本調査区の南500mに位置する藤原宮第38次調査地¹⁾で、宮内先行条坊道路SF3499として検出している。そこでは溝心々間の距離が約16mにある2条の溝SD3501・3502を両側溝としており、今回の調査で確認した幅員とは一致しない。藤原京において、京域で検出した道路と宮域内で検出した先行条坊道路とで幅員の異なる例としては、朱雀大路の場合があげられ、条坊道路施工段階にすでに宮域の位置が考慮されていたことを示唆する事実とも考えられており、東一坊大路をその一例とすることもできる。しかしまた、第38次調査地では、西側溝SD3502の東8.6mの位置にいま1条の南北溝SD3504があり、宮造営直前の時期の溝と考えられている。この溝を東側溝とみれば、今回検出した道路の道幅と一致するが、溝幅が狭い点で問題があり、彼我の間を確認しない現状ではそのいずれとも決し難い。

第38次調査の西側溝SD3502と、今回の西側溝SD5111とを結ぶ線を国土方眼座標上で検討すると、その方眼北に対して西へ約1°振れている。今回の調査区内でもSD5111は西へ1°あまり振れており、この側溝および道路の振れが、宮の南北中軸線や、他の条坊道路の振れよりも大きいことが考えられる。その要因としては道路の施工誤差や、設定基準あるいは時期の相違の反映など、さまざまな可能性が想定され、藤原京造営の実態に迫る手掛かりとして興味深いものの、南北大路の振れが確認できる資料に乏しく、今後の調査の進展を待って検討したい。

坪内の利用形態 左京二条二坊西北坪、同一坊東北坪内の遺構は3期に大別される (fig.16)。

1期の遺構は飛鳥Ⅳ期には存在しており、天武朝に施工されたとみられる条坊と併存する可能性がある。総柱建物や比較的規模の大きい建物で、宮造営直前のこの地域の性格を窺う上で興味深い。

2期には二条二坊西北坪で、小規模ながら計画的な配置がなされる。その配置を、検出した道路からの距離をもとに検討すると、まず、南北溝SD5118は東側溝SD5110の東岸から29.6mの位置にあり、溝心々間では30.4mとなる。これは、大尺375尺に復元される条坊道路心々間の距離から道路分を差引いた坪内有効敷地東西幅の $\frac{1}{4}$ に近い数値である。SD5118は調査区の南端から始まる溝で、堀割としての機能が窺われ、この溝によって坪の東西幅の $\frac{1}{4}$ を区画したものと考えられる。その区画内の南半にはほぼ中央に3棟の南北棟建物が互いに柱筋を揃えて建てられるが、東西塀SA5109を介した北側には東に庇のつく建物SB5105が配され、南の建物群とはやや性格を異にするものとみられる。

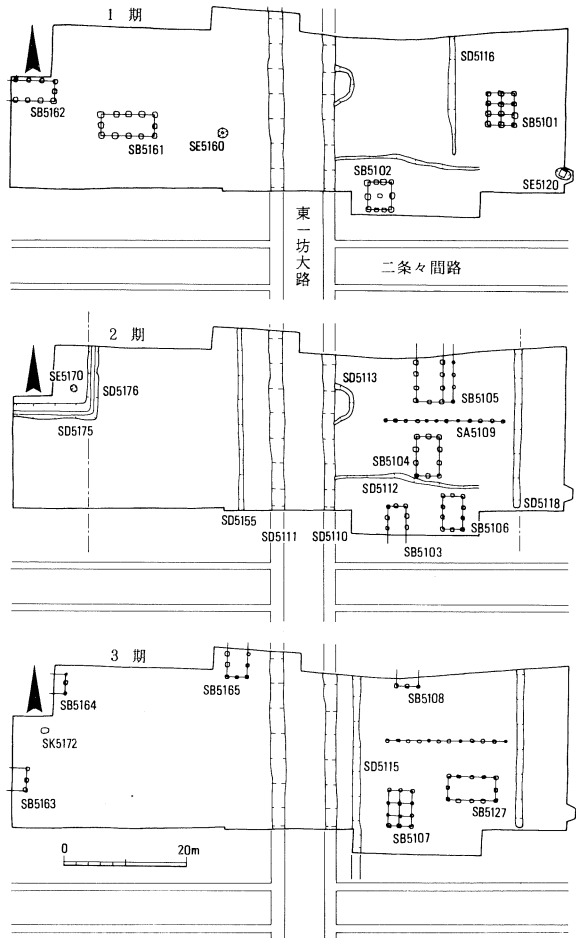


fig.16 時期別遺構配置図

東西塀SA5109は溝で区画されたこの敷地内を性格の違いによって仕切る塀と考えられる。二条一坊東北坪内には、逆L字形に曲る溝SD5175・5176があり、その東西溝SD5175の南岸は東西塀SA5109の延長線上に位置する。また、南北溝SD5176の位置は、西側溝SD5111の西30.2mにあつておよそ坪の $\frac{1}{4}$ にあたっている。つまり、この坪も大路東の二条二坊西北坪と同様の規格で、溝によって区画されているのである。二条一坊東北坪内は削平が著しく、明らかでない点も多いが、これらの溝は区画の東南部にあたり、溝と道路側溝との間は空閑地であったとみられる。その点では二条二坊西北坪とは異なる利用形態が想定されるのである。

今回の調査では2坊分以上にわたる敷地は確認されず、1坪内を溝によって細かく区画していることが明らかになったが、それぞれ1坪の10%にも満たない範囲の調査であり、このような区画が坪全域を4分あるいは8分した敷地であることを示すものか、あるいは1坪敷地の中での区画にあたるものなのかを明らかにするには至らなかった。今回の調査地を含む藤原宮の北方地域の実態はほとんど明らかになっていないが、近年、この地域における開発はますます著しく進行しており、発掘調査による解明は急務の課題であるといえよう。

1. 奈良国立文化財研究所「藤原宮第38次調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』15 1985. 4